

事 務 連 絡
平成 19 年 12 月 27 日

地 区 歯 科 医 師 会 御 中

社団法人 東京都歯科医師会

平成 20 年度診療報酬改定に係る改定率について

平素より本会会務運営に特段のご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、標記の改定率につきましては、別添文書の通り決まりましたのでお知らせ致します。

なお、厚生労働省のホームページにも掲載されています。

厚生労働省のホームページ <http://www.mhlw.go.jp/bunya/iryohoken/index.html>

平成 19 年 12 月 18 日

「平成 20 年度診療報酬改定について」の公表について

平成 19 年 12 月 18 日の厚生労働大臣と財務大臣との協議において合意された平成 20 年度診療報酬改定に係る改定率は、以下のとおりとなりましたので、お知らせいたします。

平成 20 年度診療報酬改定について (PDF:22KB)

照会先：保険局医療課企画法令第一係
03-5253-1111 (内線 3288)

東京都歯科医師会 事業第二課 保険係
tel : 03-3262-1146 (代表)
tel : 03-3262-1149 (事業第二課直通)

[照会先]
厚生労働省保険局医療課 課長 原 徳壽 (内 3271)
課長補佐 三浦 明 (内 3274)
(直通 3595-2577)

平成20年度診療報酬改定について

全体改定率 ▲0.82%

1 診療報酬改定 (本体)

改定率 +0.38%

各科改定率

医 科	+0.42%
歯 科	+0.42%
調 剤	+0.17%

2 薬価改定等

改定率 ▲1.2%

薬価改定 ▲1.1% (薬価ベース ▲5.2%)

材料価格改定 ▲0.1%